

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成22年4月19日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年4月19日(月曜日)

午後2時0分開議

午後4時31分閉会

本日の会議に付した事件

平成22年度主要事業等説明

報告事項

- ① 3月27日の晩霜による農作物等への被害について
- ② 戸別所得補償制度について
- ③ 国営川辺川土地改良事業(利水事業)について
- ④ 国営大野川上流土地改良事業(大蘇ダム)について

出席委員(7人)

委員 長 佐 藤 雅 司
 副委員 長 淵 上 陽 一
 委 員 児 玉 文 雄
 委 員 村 上 寅 美
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 中 村 博 生
 委 員 吉 田 忠 道

欠席委員(1人)

委 員 前 川 收

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部 長 廣 田 大 作
 総括審議員兼
 農業振興局長 福 島 淳
 次 長 梅 本 茂
 次 長 麻 生 秀 則
 次 長 大 薄 孝 一
 次 長 下 林 恭

次 長 神 戸 和 生

首席農林水産審議員兼
 農林水産政策課長 白 濱 良 一
 農林水産政策監 国 枝 玄
 団体支援総室長 牧 野 俊 彦
 団体支援総室副総室長 田 中 龍 一
 農林水産政策監兼
 団体検査室長 與 田 博
 農業技術課長 佐 藤 巖
 農産課長 本 田 健 志
 園芸課長 城 啓 人
 首席農林水産審議員兼
 畜産課長 高 野 敏 則
 首席農林水産審議員兼
 農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫
 農林水産技術管理監兼
 技術管理室長 大 里 正 明
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男
 森林保全課長 久 保 尋 歳
 水産振興課長 鎌 賀 泰 文
 漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
 首席農林水産審議員兼
 農地・農業振興課長 村 山 栄 一
 担い手・企業参入
 支援課長 浜 田 義 之
 農産物流通企画課長 板 東 良 明
 農業研究センター次長 大田黒 慎 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午後2時0分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、おそろいでご

ございますので、ただいまより第2回農林水産常任委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日は、前川委員は欠席と連絡がおりますので、御報告申し上げます。

それでは、開会をいたします。

まず、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんこんにちは。第2回目委員会というところでございますけれども、非常に熊本も農林畜産業は基幹産業というふうに言われておりますけれども、なかなか上に上がっていかないと。加えまして、政権交代によっていろんな制度が変わっておるということで、今委員会は非常に極めて厳しい、それから詳細にわたっての政策というのが必要になってくると、このように考えておりますので、どうぞ皆さん方の活発な御議論をよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

続いて、淵上副委員長からごあいさつをお願い申し上げます。

○淵上陽一副委員長 改めまして、皆さんこんにちは。

副委員長を仰せつかりました淵上でございます。大変若輩でございますが、しっかり頑張っていきたいというふうに思っております。執行部を初め、委員の皆様方、そして大変包容力ある委員長であります。今回は嫌われてでも言えることを言えと、フォローはしっかりしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○佐藤雅司委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員のご自己紹介をお願いいたします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、廣田農林水産部長から順次お願ひをいたします。

（廣田農林水産部長、福島総括審議員兼農業振興局長～大田黒農業研究センター一次長の順に自己紹介）

○佐藤雅司委員長 それでは、紹介が終わりましたけれども、この1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、平成22年度主要事業及び新規事業の説明に入ります。

執行部から資料に従い説明をお願いしますが、説明は効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。なお、質疑は、執行部の説明後に一括して受けたいと思っております。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 本日は、平成22年度最初の委員会でございますが、佐藤委員長、淵上副委員長ほか、各委員の皆様方には、この1年間大変お世話になります。どうぞよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

平成22年度農林水産部主要事業及び新規事業の説明に先立ちまして、農林水産部関係の組織改正の概要について御説明申し上げます。

今回の改正では、農林水産業の可能性の大きな飛躍に向けて、遊休農地のフル活用や農地の適正利用に取り組む農地・農業振興課、農業への企業参入と担い手育成に取り組む担い手・企業参入支援課、農林水産物、加工品のブランド力、販売力、輸出額の増大に取り組む農産物流通企画課の3課で構成する農業振興局を設置いたしました。

これらの組織改編を含めまして、農林水産部職員が一体となって、これまで以上に農林水産業施策の取り組みを進めてまいります。

それでは、平成22年度農林水産部主要事業及び新規事業について御説明を申し上げます。

まず、平成22年度予算でございますが、予算額は、お手元にお配りしております説明資料の3ページ、平成22年度当初予算総括表のとおりで、一般会計で590億円余、特別会計で25億円余、総額で615億円余となっております。

本県の農林水産業は、少子高齢化や過疎化などによる担い手の減少、農林水産物価格の低迷、消費者の食の安全、安心の確保などの課題に直面しております。

このような状況の中、県といたしましては、本県農林漁業者の安定した所得確保を柱に、安全、安心な農林水産物の安定供給の責務を果たすため、くまもとの夢4カ年戦略や農林水産部施策方針に対応した施策を集中的・効果的に推進してまいります。

まず、農業関係では、稼げる農業を目指し、熊本産のブランド力・販売力の強化のため、トップグレード品の生産対策に積極的に取り組むとともに、農商工連携による商品開発支援や輸出などの販売対策に力を入れてまいります。

あわせて、消費者の信頼を得ることができる安全、安心を基本とした魅力ある産品を継続して生産できるよう、技術開発、施設整備等に対する支援を行ってまいります。

また、農業を安定的に支える認定農業者や地域営農組織などに対し、効果的な農業生産技術指導や経営支援を引き続き行うとともに、若手農業者を対象とした次世代リーダー育成のためのくまもと農業経営塾の開催などの取り組みに加え、企業も含めた多様な新規就農（就業）を促進するための相談窓口の整備や研修、就農定着などの支援サービスの充実に力を入れてまいります。

さらに、人的・社会的・地形的要因により発生している耕作放棄地及び休耕田の解消・

防止を図るため、米粉用米などの非主食用米の生産対策や消費拡大はもちろん、景観作物の作付を促進するなど、さまざまな方面からアプローチを行うとともに、農業生産力の維持向上を図るために必要な生産基盤の整備については、農業水利施設の長寿命化を図るなど施設の適切な保全管理を図りつつ、着実な実施に努めてまいります。

次に、林業関係では、森林の公益的機能の維持増進や地球温暖化対策を推進するため、間伐などの森林整備を進めるとともに、森林に放置されている木材の活用を含めた県産材の需要拡大と供給体制整備に取り組んでまいります。

また、それを支える林業、木材産業の振興のため、森林施業の集約化を図りながら、林業と建設業などとの連携による新たな雇用創出に積極的に取り組むこととしております。

さらに、県有林をモデルとし、間伐した森林の成長量を二酸化炭素吸収量としてクレジットを取得し、カーボン・オフセットに取り組んでいる企業等などに販売することにより、森林整備に係る費用の一部を企業などから調達するとともに、民有林についても制度の普及に取り組めます。

次に、水産関係では、水産業の振興を図るため、栽培漁業や資源管理型漁業などの推進による水産資源の回復とともに、藻場造成や干潟域での覆砂などによる漁場環境の保全に取り組むことにより、豊かな海づくりを推進してまいります。

また、新たな養殖魚種の導入などによる養殖県熊本の復活対策の取り組みを進めるとともに、昨年度多くの被害が発生した赤潮対策として、早期防除や被害の最小化に向けた技術開発、さらに、被害者救済策として養殖共済制度への加入促進に取り組んでまいります。

これらのほか、農業、林業、水産業全般において、本県の多種多様な農林水産物の販売

拡大のため、トップセールスなどによるPR活動や情報発信などに引き続き取り組むとともに、くまもと地産地消推進県民条例を踏まえ、県内での消費（需要）拡大のための取り組みを強化してまいります。

具体的な施策や事業の内容につきましては、お配りしております説明資料の10ページ以降に平成22年度主要事業及び新規事業として取りまとめておりますが、詳細につきましては、各課（総室）長から御説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、その他報告事項といたしまして、3月27日の遅霜による農産物等への被害について、ほか3件を予定しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤雅司委員長 それでは、主要事業の説明に入ります。

白濱農林水産政策課長。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。15課1総室の計16課・総室の構成となっております。

2ページをお願いします。

各課の担当事務の概略でございます。

それから、3ページは、平成22年度当初予算総括表でございます。本年度予算額の一番下のところをごらんいただくと、総額615億円余となっております。

それから、4ページから9ページにわたっては、平成22年度農林水産部予算の主要な施策についてお示ししております。説明は、時間の関係で省略させていただきたいと思ひます。

資料の10ページをお願いします。

農林水産政策課の平成22年度主要事業及び新規事業の御説明をいたします。

くまもと農・林・水「夢」挑戦事業でございます。農業技術課及び農産物流通企画課とあわせて取り組むことといたしております。

事業内容は、くまもと農林水産業再生会議等の開催や、くまもと地産地消推進県民条例の制定を踏まえ、地産地消を推進するさまざまな活動や農業フェア等の取り組みのほか、地域段階における地産地消の取り組み推進や地域においてチャレンジする農林水産業者の支援を行うこととしております。

それから、11ページでございますが、試験研究機関等備品整備費でございます。

農業研究センター、林業研究指導所、水産研究センター等の備品整備費でございます。

事業内容は、本県の農林水産業が抱える課題に的確に対応するため、研究用の備品・設備の更新を行うことといたしております。

12ページをお願いいたします。

農業研究センターの事業で、くまもとオンリーワン農産物研究開発事業でございます。

事業内容は、県オリジナル品種及び優良家畜の育成を推進するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発することといたしております。

13ページは、安全な農産物の生産技術高度化事業でございます。

事業内容は、化学農薬に頼らない病害虫制御技術の確立や環境に優しい施肥技術の確立、バイオマス資源有効利活用技術の開発を行うこととしております。

14ページをお願いいたします。

林業研究指導所の事業で、多様な特性を生かした品質管理型林業の展開に関する研究でございます。

事業内容は、低コスト林業の実現に向け、初期の成長が早い特性や材質がすぐれた特性等を持つ杉品種を掘り起こすための研究を行

うことといたしております。

それから、15ページでございます。

安全・安心な乾燥材生産技術の開発でございます。

事業内容は、杉の需要拡大のために乾燥材の生産増が不可欠であるため、林野庁や全国の研究機関と共同で乾燥材の生産技術の開発に取り組むことといたしております。

16ページをお願いいたします。

水産研究センターの事業で、赤潮防除技術開発試験でございます。

事業内容は、昨年度大きな被害をもたらしたシャトネラ赤潮の防除や魚類のへい死防止技術の開発試験を行うことといたしております。

農林水産政策課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

資料は、17ページ以下をお願いします。

当総室では、農林水産業にかかわります諸団体、それから、卸売市場等に関しまして、法令に基づく検査、指導、それから農林漁業者への制度資金を所管しております。

まず、17ページでございますが、ここには農林水産業関係団体の指導・検査業務ということでまとめております。引き続きの事業でございます。説明欄の大きな2番に対象団体と関係法令の主なものを掲げております。

18ページをお願いいたします。

新規でございますが、卸売市場整備計画策定事業を掲げております。

これは、1番の目的ですけれども、卸売市場法によりまして、主に5年ごとでございますが、国が基本方針を定めまして、都道府県がそれに沿って計画を策定するとなっております。現行第8次計画が、平成22年度までとなっておりますことから、見直しの検討を行うものでございます。

なお、2番の事業内容(1)にありますように、調査の一部に緊急雇用創出基金事業を活用することとしております。

19ページをお願いいたします。

これも新規でございますけれども、養殖共済(赤潮)加入促進緊急対策事業ということで掲げております。

これは昨年夏もでしたが、養殖漁業で連続して赤潮被害が生じているということから、現在で唯一のセーフティネットということになります養殖共済への加入促進を図るということで、3年間の期間を限定いたしまして、養殖共済加入掛金の一部を関係市町と連携して補助するというものでございます。

簡単に御説明いたしますと、下の段に図を書いてございます。赤潮被害の対応といたしましては、図の下の方の養殖共済と図の上の方の赤潮特約という部分の2段階になってございまして、上の赤潮特約につきましては、既に国3分の2、県3分の1の負担をして、漁業者の負担はございません。この特約を生かすためには、下の部分の養殖共済に加入していただくことが前提となりますので、今回この部分の漁業者負担を一部上乗せ補助するというものでございます。

次に、20ページから21ページをお願いいたします。

大きな表でちょっと細かくなっておりますが、農林水産業に係る県の制度資金の主なメニューをまとめております。幾つかの資金で需要見通しを踏まえまして融資枠の増減を行っておりますけれども、基本的には昨年度からの継続というふうになってございます。

1点だけ、表の上から2段目の農林改良資金のところに「注」をつけております。表の末尾に1行だけ注記しておりますが、これは、この資金が、現在国・県の財政資金を貸し付けるという仕組みになっておりますことにつきまして、今後、資金の趣旨等は維持しながら、貸し付け主体を県から日本政策金融

公庫に移管するという事になっていること
でございます。今年度中の実施というふうに
聞いております。

なお、農林漁業者等に係ります金融面につ
きましては、これは県の制度資金ということ
でございますが、これらとあわせて、日
本政策金融公庫の資金とか、それから信用保
証を行う関係機関と連携して支援するとい
うことにしております。

団体支援総室は以上でございます。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございま
す。

説明資料は、22ページ以下をお願いいたし
ます。

協同農業普及事業でございますが、これ
は、農業改良助長法に基づきまして、国と共
同して普及指導員を配置してございまして、本
庁内の農業技術支援室と県下11カ所の地域振
興局と農政事務所の農業普及・振興課に総数
206名の普及職員を配置しまして、現場に密
着した指導のほか、調査研究活動や普及職員
の資質向上、普及指導協力委員活動の促進、
普及事業の企画調整などに取り組んでいる事
業でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

信頼のあるくまもと農産物レベルアップ事
業であります。

本県では、平成2年度から全国に先駆けて
取り組んでいる熊本型特別栽培農産物「有作
くん」を初めとして、信頼のある農産物づく
りに取り組んでまいりました。近年、さらに
安全、安心の信頼性を高める取り組みであり
ます農業生産工程管理、通称GAPと呼ばれ
ておりますけれども、その導入が世界的にも
進んでございまして、国内市場でもGAPを取
引条件とする業者も出始めております。

本事業では、まずは「有作くん」を足がかり
としまして、その信頼性をさらにレベルア
ップするために、認証要件にGAPを組み入

れるにはどうしたらいいか、どのような内容
にしたら効果があるかなど、内容を検討して
まいります。

さらに、そのGAPの導入を基本として、
有機農業推進、地球温暖化対策などへの対応
など、環境保全型農業の現場の実態を把握し
た上で、新たな県の環境保全型農業推進計画
——これは仮称でございますけれども、その
策定に向けて検討委員会を設置して検討して
まいります。

次に、24ページをお願いいたします。

県の認証制度等のさらなる周知強化事業で
ございます。

近年、食の安全、安心を揺るがす問題等が
相次いでおりますけれども、本県では安全、
安心な農林水産物づくりを推進するため、各
種の認証制度等を設けているところでござい
ます。

しかし、消費者などへのPR、情報提供が
不足してございまして、認知度が必ずしも高く
はありませんので、農林水3つの制度の統一
感を持った周知活動に取り組みまして、流
通、販売、PR対策を支援してまいります。

事業の対象となる認証制度は、農では、サ
ラダタマネギを初めとしました熊本型特別栽
培農産物「有作くん」を、林では、クヌギ等
の原木で育てたシイタケ、熊本産原木栽培シ
イタケ、水では、マダイ、ブリ、トラフグの
3魚種の養殖魚が水産医薬品を適正に使用し
ているかなど、安全であることをきちんと証
明できる養殖業者を認証する熊本県適正養殖
業者認証制度という、この3つの制度でござ
います。九州新幹線鹿児島ルートの特急開業
もにらんで、各種イベントや量販店等での販
売促進活動の認証制度の周知強化に統一して
取り組んでまいります。

25ページをお願いいたします。

くまもとグリーン農業推進事業であります
けれども、平成20年度から、環境と調和し安
全に配慮した持続性の高い農業の取り組みを

総称して、くまもとグリーン農業として、消費者の理解促進を図りながら、生産と流通の拡大推進に取り組んでまいりました。

本年度が最終年度でございますが、事業内容のところに掲げておりますとおり、そのグリーン農業を推進する大会や協議会の開催、消費者の理解促進活動、次には熊本型特別栽培農産物「有作くん」の認証推進、制度の周知啓発、それから、国の持続農業法に基づき、減農薬・減化学肥料に取り組む農業者をエコファーマーとして知事が認定しております、その認定業務や調査研修会を開催しております。

また、有機農業は、国の有機農業推進法に基づきまして、これは無農薬・無化学肥料栽培農法を有機農業として実態調査や推進活動を調査してまいります。

次に、(5)では、資材や病害虫防除、施肥など、環境に優しいこれらの農業技術をモデル展示する実証圃を県下11カ所に設置しまして、その普及を図ってまいる予定でございます。

26ページでございます。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業でございますけれども、県内の平成18年度以降の農作物の鳥獣被害は5ないし6億円に上っておりまして、増加傾向にございます。

これまで、農林水産部では、イノシシ被害マップの作成とか鳥獣被害防止対策指導員の育成などを通じまして、地域ぐるみの被害防止対策の推進とか防護さく設置による被害防止対策の取り組みを支援してまいりました。

平成20年2月に鳥獣害防止特措法が施行されまして、それに基づきまして県下37市町村が被害防止計画を作成しまして、昨年度は、17市町村協議会が国の直接採択事業によりまして被害防止対策に取り組んでまいりました。

本年度は、この事業が都道府県へ交付金化

されて実施されることになったことから、新規事業として計上しております。この事業では、ソフトの推進事業では箱わなの導入等の事業、それから狩猟免許講習会、生息状況調査等でございます。

それから、ハードの整備事業では、侵入防止さく等の整備に取り組む計画でございますけれども、先般国から県への割り当て内示があった交付金額は、要望額の約45%と非常に厳しい配分状況でございました。これは、国の予算枠が昨年度の28億から本年度は22億に減額された中で、各県からの要望が大幅にふえておりまして、そのパーセンテージはおおむね本県配分率に近いパーセントとなっております。

そのような状況でございまして、国からは県内市町村の被害額とか各県のポイント等に基づき配分されておりまして、本県へもその配分基準に基づき交付金の割り当て配分が出されております。

本年度事業を要望している市町村へは、以上のような状況を丁寧に説明してまいります。国へは、今後、本事業の継続と拡充について機会をとらえて提案してまいる予定にしております。

なお、鳥獣害防止特措法に基づき、市町村が実施する取り組みに要する経費のうち、防護さく設置も含めた駆除等経費につきましては、特別交付税措置が従来の5割から8割まで拡充されるとともに、捕獲鳥獣の処分経費や法で規定された人材確保に係る経費につきましても8割まで措置されることとなっておりますので、この制度の活用についても市町村に紹介してまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○本田農産課長 農産課でございます。

27ページをお願いいたします。

くまもと米トップグレード総合推進事業に

つきましては、食味にすぐれたトップグレード米のブランドを確立するため、衛星画像を使いまして米のたんぱく質含有量による仕分けを行いましたり、出荷体制の整備などを行います。また、国内外への販路拡大を支援するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

非主食用米総合推進事業につきましては、平成21年度に引き続き、米粉用米、飼料用米等の非主食用米を推進するため、低コストパイロットモデル地区の設置や機械施設の整備、米粉の需要拡大対策など、生産から流通までの取り組みを一体的に実施するものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

県産米粉パン地産地消促進事業につきましては、小中学校の児童生徒から好評を得ております県産米粉パンの学校給食における普及定着を促進するための事業でございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

球磨焼酎等ブランド確立推進事業につきましては、農商工連携のもとで地産地消と加工用米の生産拡大を推進することによりまして、球磨焼酎等の熊本ブランド確立と米生産農家の所得向上を図るための事業でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

生産総合事業につきましては、消費者、実需者等の多様なニーズに対応いたしまして、県産農産物の競争力強化に向けまして力強い生産供給体制を確立するため、施設整備等を総合的に実施する事業でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

くまもと豊表価格安定対策事業につきましては、国の豊表価格安定制度に対する県の上乗せを行うものでございます。平成22年度は、国の制度が基金から単年度補助金に組みかえられましたので、平成23年3月までの経

費を計上させていただいております。

以上です。

○城園芸課長 園芸課でございます。

33ページをお願いいたします。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業につきましては、気候温暖化や燃油・資材等の高騰などの状況下にある野菜・果樹・花卉産地の維持、発展を図るための安定生産、省エネなどの栽培高度化施設、高性能機械等の整備に要する経費への補助でございます。

34ページをお願いいたします。

くまもとリーディング野菜確立支援事業につきましては、生産量日本一を誇るトマトについて、トマトのトップグレードの高糖度トマトをふやすなどで品質評価を高めたり、出荷予測の精度を高めることで量販店等から信頼される産地づくりを行うための生産力・販売力を強化する取り組みに対する補助でございます。

35ページをお願いいたします。

魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業につきましては、21年度から取り組んでいる事業で、くまもとブランドとなり得るものとして、際立つ甘さが好評な高級ナシ「秋麗」、とろけるようなミカン、7月のお中元に出荷できるような「デコポン」、イチゴの「ひのしずく」など、魅力あるトップグレードの産品づくりに向けた生産拡大等、品質管理体制等の整備に対する補助を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

県内需要対応型野菜産地育成事業につきましては、生産者、卸売市場、経済連、県が連携して県内需要に基づいた新たな野菜産地を育成する際に、農家の野菜販売価格が低落したときの補てんを行うものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

くまもとの果物・花の需要創出支援事業につきましては、地産地消の拡大に向け、幼稚

園・保育園児においしい県産ミカンを提供する食育活動及び熊本の花を使ったブライダルの演出という新たな需要開発を進める活動への補助を行うものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

野菜価格安定対策事業につきましては、野菜農家の経営安定を図るために、事業対象の野菜価格が保証基準額を下回った場合、生産者に価格差補給金を交付するための資金造成を行うものでございます。

以上、園芸課の主要事業及び新規事業でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

「クマコメ」畜産物確立推進事業でございますけれども、これは新規事業でございます。

事業目的といたしましては、飼料自給率が低く配合飼料の需要が最も多い肥育経営において飼料用米の利用を推進することで、飼料の自給率の向上と水田の有効活用を図る事業でございます。

事業内容といたしましては、輸入トウモロコシよりも割高な飼料用米の購入費の一部を助成することによりまして、肥育農家の負担を軽減するとともに、生産された牛肉のブランド化を図り、適正な販売価格に反映する仕組みを構築する事業でございます。

40ページをお願いいたします。

家畜改良増殖総合対策事業のうちの新規事業といたしまして、(6)の高能力搾乳牛生産対策事業でございます。

この事業は、酪農家が現在飼養しております高能力搾乳牛から後継牛の雌牛を生産するために、雌牛が産まれる確率が90%以上と言われております性判別凍結精液、これを購入いたしまして、その購入額の一部を助成するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業でございますけれども、この事業は、目的といたしまして、肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格変動によって生じる生産者の損失を補てんするため、基金積み立ての造成を行いまして、畜産農家の経営安定を図るための事業でございます。

その事業内容の方の下に書いておりますように、各畜種ごとに、国、県、生産者、それぞれが一定の負担割合に応じまして積立金を造成しております。それで価格が低下した場合に、この基金より価格補てんをする事業でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

熊本県食肉輸出促進対策事業でございますけれども、これは、畜産業の安定的な発展を図るため、海外への販売チャンネルの拡大が必要であることから、菊池市にあります熊本畜産流通センター、こちらの方に、平成21年度から約50億をかけまして高度な衛生管理に対応した輸出対応施設を今進めておるところでございます。

しかし、一方、本県は西日本一の酪農県でありまして、搾乳できなくなった経産牛、一般に老廃牛と言っておるわけでございますけれども、そういう経産牛が熊本県で年間約6,000頭出るわけでございますけれども、これらの部分は乳汁の関係でどうしても輸出対応施設では処理できないような状況でございます。

このために、平成22年から23年にかけてまして、老朽化した既存施設の衛生水準を引き上げるために、改修工事に対して今回支援するものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

くまもと畜産物流通戦略対策事業でございますが、その事業の中の(4)と(6)が新規事業でございます。

(4)の生乳輸送の高効率化推進事業、これは環境省のグリーンニューディール基金を活用した事業でございます。特に、本県は、生乳生産量は西日本一の生産県でございます。約半分ぐらいを関西とか中国地方に出荷しているわけでございます。

その場合に、生乳出荷の場合は、一般的にはタンクローリーということでローリーを使いまして出荷するわけでございますけれども、帰りは空で帰ってくるというような格好になるわけでございます。それで、今回、復路でも荷物の積載可能なソフトタンク、これを整備することによりまして、輸送の効率化を推進するものでございます。

それから、(6)銘柄鶏肉販路拡大緊急支援事業でございますけれども、県内には、県産の銘柄地鶏であります肉用鶏の「天草大王」の販売が徐々に伸びてきておりましたけれども、ここ2～3年、景気の低迷によって非常に需要が今落ち込んでいるような状況でございます。そういった部分で、今後購買力の高い大消費地、関西、関東等を中心に販路拡大を図ることにしておるような事業でございます。

畜産課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

45ページをお願いいたします。

農業農村整備事業につきましては、本県の農業生産力の維持向上を図る上で非常に重要な事業でございます。中段の事業内容でございますかんがい排水事業、経営体育成事業など、各種事業を農村整備課とともに実施しております。

御承知かと存じますが、本年度予算につきましては、国の大幅な予算の削減がございましたが、本県におきましては、昨年度の2月補正予算、それから本年度の当初予算を一体

的に編成することといたしまして、補助公共事業におきましては、対前年比93%を確保したところでございます。

来年度以降の予算につきましては、不透明な状況でございますので、国に対してさまざまな機会を通しまして予算確保に働きかけていきたいと考えております。

次に、46ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございます。

昨年度から、市町村や土地改良区などが実施をいたします団体営事業の県の補助事業を整理統合いたしまして、市町村の推進計画に基づいて交付金として交付することによりまして、市町村の自主性、裁量性を発揮しやすい仕組みとして支援をすることとしております。

47ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等でございます。

本県におきましては、その中の表にございますように、川辺川地区、大野川上流地区、玉名横島地区の3地区というふうになっております。

なお、平成20年度から休止をしております川辺川地区、大蘇ダムの浸透問題がございます大野川上流につきましては、後ほど、その他報告事項で、最近の状況等について御説明をいたしたいというふうに思っております。

48ページをお願いいたします。

企業参入促進支援農地情報図整備事業でございます。

この事業につきましては、農業への企業参入を推進するために、耕作放棄地の分布や農地所有者の意向などの情報を付加した農地情報図を整備するための事業を、本年度より新たに実施するものでございます。

農村計画・技術管理課は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

49ページをお願いします。

農地・水・環境保全向上対策事業でございます。

本県農業の持続的な発展と多面的機能の健全な発揮を図るもので、その基盤となる農地や農業用水等の資源の保全管理のために、地域ぐるみの共同活動に取り組む活動組織に支援を行います。

また、減農薬・減化学肥料等の先進的な環境保全型農業に取り組む営農活動への支援等も含めて実施してまいります。

50ページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払事業でございます。

条件の不利な中山間地域で農業生産活動が行われておられます農業者の方々に対して、多面的機能を確保するという観点から、直接支払交付金を交付するものでございます。

当事業につきましては、昨年度までに5カ年の2期対策を実施してまいりましたが、引き続き本年度から26年度まで5カ年の3期対策を実施してまいります。

51ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業でございます。

農業生産の基盤となります水利条件の整備を行い、水利用の安定と合理化及び水田の汎用化を図るため、農業用水路や排水施設等を整備するものでございます。事業箇所につきましては、継続地区の17地区を実施してまいります。

52ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業でございます。

水田の区画整理や用排水路、農道等の基盤整備とあわせて、農地の集積に向けてのソフト事業を一体的に実施して、生産性の高い農業構造の実現を図ります。

事業内容につきましては記載のとおりですが、4種類25地区で事業を実施してまいります。

53ページをお願いします。

農地防災事業でございます。

農用地及び農業用施設を自然災害から防護することで、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、国土及び環境の保全に資することを目的としております。

事業内容としまして、防災ダム事業、ため池等整備事業及び湛水防除事業がございまして、18地区で事業を実施してまいります。

54ページをお願いします。

地域密着型農業基盤整備事業でございます。

本年度からの新規事業でありまして、県営の農業農村整備事業と関連した地区におきまして、地元からの追加的要望等に対して国庫補助事業を補完する事業でございます。地域の要望にこたえるために、地域と密着した基盤整備等を実施し、より効果が発揮できる事業にしたいと考えております。

農村整備課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

55ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。

この事業は、間伐などの森林施業や森林施業の集約化に必要な活動を支援するものでございます。

2の事業内容の表2列目の対象行為の欄をごらんいただきたいと思います。

主な内容といたしまして、間伐などの森林施業を行う前に行います作業区域の明確化や境界の明確化、気象害などの森林の被害状況等の確認を行う活動といった内容を支援する事業でございます。

次に、56ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業でございます。この事業は、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。

2の事業内容に掲げております各事業を簡単に御説明いたしますと、針広混交林化促進事業は、森林所有者による管理が見込めない人工林を対象に強度の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促し、針葉樹と広葉樹がまじった森林に誘導する事業でございます。

シカ等森林被害防止対策事業は、シカ被害防止施設の資材費に対する補助を行う事業でございます。

次のページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり普及促進事業は、県民の皆様に森林や森づくりの重要性を理解していただくための機会、情報等を提供する事業でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

シカ被害対策関連事業でございます。

この事業は、シカによる森林被害を防止するための対策を、再掲分も含め取りまとめたものでございます。

2の事業内容のうち(1)は、森林環境保全整備事業のメニューといたしまして、植栽や間伐等をあわせて行う被害防止施設の設置に対し補助を行う事業です。

(2)(3)は、先ほど御説明いたしました水とみどりの森づくり税を活用した対策でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

間伐等森林整備促進対策事業でございます。

この事業は、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金からの繰入金により行う事業でございます。間伐や作業道の整備を行う場合に定額の助成を行うものでございます。定額の助成を行うことから、森林所有者の負担の軽減に資することができます。

次に、60ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

この事業は、森林の整備を推進するメインとなります事業でございます。植栽、下刈り、間伐等の一連の造林、育林に対して補助

を行うものでございます。

2、事業内容の(3)にございます森林施業集約化モデル支援事業は、22年度の新規でございます。モデル地区において、作業道整備に係る森林所有者負担の経費に対し支援を行うものでございます。

続きまして、61ページの林業公社事業でございます。

この事業は、熊本県林業公社に対し事業運営費の貸し付け等を行うものでございます。

3のその他、(2)経営改善の取り組みの部分でございますが、分収割合の見直しや長伐期化等の追加的改善策を着実に実行されるよう、林業公社を支援、指導していくこととしております。

最後に、62ページの県有林事業でございます。

この事業は、県有林の管理経営を行うものでございまして、境界の管理、分収林契約関係の事務、間伐等の森林整備を行う県有林整備事業、分収林の木の売り払い等を行う立木処分事業等を実施しております。

また、(6)の県有林オフセット・クレジット取得事業は、22年度から新規で行うものでございまして、県有林をモデルといたしまして、国のオフセット・クレジット制度による二酸化炭素吸収量のクレジットを取得し、企業等に販売を行う事業でございます。

森林整備課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

63ページをお願いします。

まず、林業・木材産業振興施設等整備事業ですが、森林の整備及び林業振興を図るために、素材生産から加工、流通等、さまざまな分野で施設を整備し、競争力のある産地形成を目指すためのもので、22年度は、高性能林業機械4台、特用林産物生産施設、これはタケノコ加工施設です。木材加工流通施設、こ

れは剥皮施設や乾燥機、製材施設等になりますが、このような整備を実施することとしております。

64ページをお願いします。

新規事業の林道連携雇用創出プロジェクト事業ですが、木材価格の低迷や林業従事者の減少、高齢化等によりまして、適切に管理されない森林が増加している一方で、公共工事の減少により、建設業におきましては余剰労働力を抱えている状況であります。

そこで、新たに林業の担い手を確保し、建設業からの参入を支援するとともに、森林施業の集約化を進め事業量を確保し、雇用の創出と中山間地域の活性化を目指すものであります。

事業内容は、ここに(1)から(6)までございますが、一番上の林業就業参入支援事業では、新規及び建設業からの参入者に対しまして、林業就業に必要な知識や技術の習得を支援し、林業への定着率の向上を図るものであります。

次に、森林組合集約化施業推進体制強化事業では、森林組合の施業プランナーを中心にした専属の施業集約化のための組織を設置しますとともに、地域情報を有しております組合の参与、林研クラブ員等とのネットワークによる施業集約化と事業実施の取りまとめを行う体制づくりを支援します。

次に、林業・建設業等連携モデル事業では、林業と建設業間の相互理解を深めますとともに、建設業等の林業参入に向けた連携のあり方などについて協議をするための組織を立ち上げます。

さらに、高性能林業機械アタッチメント等導入支援事業では、建設機械等のアタッチメント交換やリース経費に対する助成を行いますとともに、次の森林施業集約化モデル支援事業では、モデル地区内での作業道開設経費の上乗せ補助や、森林施業集約化支援事業では、施業プランナーの育成や補助職員の雇用

等を支援します。このように各種事業を組み合わせ、所期の目的を達成するものであります。

次に、66ページをお願いします。

林道事業ですが、林道は、効率的な林業経営や森林の多面的機能の持続的な発揮のために重要な施設でありまして、森林の総合利用の促進、山村の生活環境の改善、さらに地域産業の振興等にとって重要な施設であります。

現状は、平成10年に策定しました民有林道網整備計画に示しました整備目標の45%の進捗となっております。

本年は、緑資源幹線林道菊池人吉線の矢部一泉区間を含めます9路線の県営開設工事を初めとしまして、計28路線について事業を実施することとしております。

次に、67ページをお願いします。

森林・林業・木材産業基盤整備交付金ですが、本県林業の持続的発展のためには、生産性向上につながる林道の整備や高性能林業機械、製材機械等の導入を促進する必要があります。

そのため、これまで国庫補助事業に助成をしていました県のかさ上げ補助金を整理統合し、新たに交付金として支援を行うものであります。

68ページをお願いします。

森を育てる間伐材利用推進事業ですが、間伐を早急に必要とする森林の間伐を推進するとともに、間伐材の利用を促進するため、間伐材流通経費の一部を助成し、県内人工林の適正管理及び間伐材の安定供給に資するものであります。市町村が助成する場合、その2分の1を助成することとしております。

69ページをお願いします。

県産木材フロンティア開拓事業ですが、県産木材の需要拡大を図るために、一般消費者やさまざまな事業者のニーズや木質燃料利用に関するニーズを把握し、木造構造物への転

換や新規の需要開拓等を推進するものであります。

以上、林業振興課、御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の70ページをお願いいたします。

保安林整備事業につきましては、県内民有林の26%を占めております保安林を対象とするもので、気象災害等、台風や病害虫等がございますけれども、災害等により水源の涵養や土砂流出防止等の公益的機能が低下した保安林の機能を回復するために実施するものでございます。

事業内容といたしましては、中ほどに掲げております保安林改進黨業や保安林保育事業がございます。

71ページをお願いいたします。

治山事業でございます。

治山事業につきましては、山地に起因する災害から県民の生命、財産を守り、水源涵養や生活環境の保全等、森林の機能を増進するために行うものでございます。

平成22年度は、平成18年から21年の梅雨前線豪雨等の復旧工事を重点的に行うとともに、地すべり工事や荒廃のおそれのある山地の防災工事、あるいは水源の涵養等、公益的な機能を高めるための森林整備につきまして、次の2つの事業を実施いたします。

1つ目は、国庫補助対象の治山事業でございます。復旧治山工事や温暖化対策等の工事を中心に実施いたします。

もう一つは、農山漁村地域整備交付金対象の治山事業でございます。予防治山事業を対象に実施いたします。

保全課の主要事業については以上でございます。よろしく申し上げます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

す。

まず、漁業経営構造改善事業でございます。

これは、市町及び漁協等が行います漁業近代化施設等の整備を国の交付金事業を活用して行うものでございます。本年度は、水産物荷さばき施設等、3件の事業を予定しております。

次に、73ページをお願いいたします。

みんなで育てる豊かな海づくり事業です。

これは、大きく栽培漁業の推進と資源管理型漁業の推進、2つの事業で成り立っております。本県水産資源の持続的な利用を図り、漁業の経営安定に資するものでございます。

まず、事業内容ですが、栽培漁業の推進では、放流種苗の生産業務委託、それに放流事業への補助、それと放流した後の効果調査を実施してまいります。

資源管理型漁業の推進では、資源回復計画をアサリ、ヒラメ等で計画をつくっております。これの進行管理と調査を行うものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。

熊本産「クマモト・オイスター」づくり事業です。

これは、日本の正式名称としてはシカメガキというものでございますが、これまでの試験で得られました成果を、今後量産化試験、現地養殖試験、それと販売に向けた体制づくりをすることで、熊本の新たな養殖品種とするため実施するものでございます。

以上、水産振興課、御審議のほどよろしく申し上げます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

75ページをお願いします。

水域環境保全創造事業につきましては、効率が低下している漁場の生産力の回復、それ

に水産資源の生息場の環境改善を図るために、覆砂による底質改善や藻場造成等を行います。

特に、アサリの漁獲量は、平成21年度は有明海で前年比6%と大幅に減少しており、干潟漁場の底質改善を強化する必要があります。有明海、八代海で覆砂を、天草東で藻場造成を実施いたします。

次に、76ページをお願いします。

広域漁港整備事業につきましては、安全で安心な水産物の安定的、効率的な供給を図るため、漁港の計画的な整備により、水産物の生産・流通の拠点づくりを推進します。

77ページをお願いします。

海岸保全事業につきましては、高潮や波浪等により被害が発生するおそれのある地域におきまして、海岸保全施設の新設・改良を行います。

次に、78ページをお願いします。

水産資源回復・基盤整備交付金につきましては、今年度の新規事業ですけれども、これは、県がこれまでの市町村に対しての任意の継ぎ足し補助を整理統合しまして、新たに交付金制度を設けるものでございます。市町村等が実施する水産関係に係る経費につきまして、市町村に交付金として支援することにより、市町村が地域実情に応じたメニューを選択し、地元が抱える課題や要請に迅速かつ機動的な対応が可能となります。

以上でございます。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

79ページをお願いいたします。

耕作放棄地解消緊急対策事業でございます。

これは、2の事業内容にあります(1)の一番最後のポツでございまして、国が対象としない農用区域内の自己所有地及び農用区域外で解消を行う場合に、単県で措置

するものでございます。

その上のポツでありますけれども、交付額は1反当たり3万円、それから自己所有地の場合は1反当たり2万円ということにしております。

80ページをお願いいたします。

子どもたちによる耕作放棄地再生モデル事業でございます。

これは、小中学生が農業体験等を行うことによりまして、児童生徒の農業理解と食育に資するというもので、機運醸成につなげていくための事業でございます。

事業内容にあります(1)のイにありますとおり、耕作放棄地を再生して農業体験等を行う地区に1地区35万円、それから、イにあります21年度に引き続き農業体験学習に取り組む地区に1地区5万円を助成することにしております。

次に、81ページをお願いいたします。

新規事業でございまして、遊休農地活用イエロープロジェクト事業でございます。

これは、菜種等景観作物の作付を支援することによりまして、遊休農地の解消を図りますとともに、新幹線沿線を中心に美しい農村景観を形成することを目的としております。

2の事業内容にありますとおり、1反当たり定額1万円を交付することにしております。

下に丸がございまして、対象作物でございまして、菜種、ヒマワリ、コスモス、レンゲ等の景観作物、それから実施場所でございますけれども、九州新幹線の沿線500メートル以内、または新駅周辺の1キロ以内、それから在来線沿線、国・県道沿線等を対象実施場所としているところでございます。

それから、イにありますとおり、搾油等のための機械導入につきましても助成措置を設けております。

次に、82ページをお願いいたします。

農地流動化推進事業でございます。

これは、農業公社及び農地利用集積円滑化団体——熊本県はJ Aにしておりますけれども、の活動を支援するものでございます。

2の事業内容の(1)にありますものは、県農業公社が行う売買等に係る経費を助成するものでございます。

それから、(3)のところは、これは農地利用集積円滑化団体——J Aが主に貸借を行う場合に助成するものでございます。

ここで、アのところに利用集積交付金交付、米印で交付金1反当たり2万円ということにしておりまして、この交付事業を行う内容になっております。

それから、83ページをお願いいたします。

都市農村交流対策事業でございます。

これは、都市住民や消費者が農林漁業を体験し、自然や文化、住民との交流に親しむツアーリズムを支援する目的でございます。

事業内容にありますとおり、県推進事業といたしましては、連携会議の開催、あるいはセミナー、農業研修の開催・実施等を行うもの、それから(2)につきましては、市町村等推進事業で、各市町村が行いますツアーリズム事業等を支援するものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

経営構造対策事業でございます。

これは、2の事業内容にありますとおり共同利用施設補助事業でございまして、ここに掲げてありますような施設に対して、国2分の1以内で助成するものでございます。

次に、85ページをお願いいたします。

これは新規事業としておりますけれども、昨年まで国が直接採択事業で行っていたものを、今年度国の予算を通るということで新規事業にしております。

地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業でございます。

これは農家個人に対する助成でございまして、主に農協等の金融機関からの融資によりまして農業用機械・施設の導入等を行う場合

に、その頭金部分、自己負担分を全額または一部助成するものでございます。事業内容にありますとおり、国から3分の1以内、取得価格の10分の3以内を助成するものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

これも新規事業でございまして、組みかえ新規でございまして、集落営農補助事業でございまして、

これは、集落営農組織が法人化を図るために必要な農業用機械を整備する場合に支援するもので、2分の1を助成する内容になっております。

次に、87ページをお願いいたします。

これも新規事業でございまして、新規就農者補助事業、これも先ほど申しました国採択事業であったものが今年度から国の予算を通るようになっております。新規就農者が機械・施設等を取得する場合に助成するものでございまして、2分の1、400万円を上限として助成するものでございます。

農地・農業振興課は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料の88ページをお願いいたします。

まず、担い手育成支援事業でございまして、

この事業は、認定農業者の確保と経営力の向上、また地域営農組織の育成、さらには、それらの法人化、こういったものを支援するものでございます。

事業内容の(2)をごらんください。

(2)は、県、農業会議、J A中央会等で構成します熊本県担い手育成総合支援協議会、これによりまして県段階での推進を図るというものでございます。

①については、認定農業者の支援については農業会議、それから地域営農組織への支援についてはJ A中央会、これらを通しまして活

動を支援してまいるということにさせていただきます。

(3)をお願いいたします。

市町村段階での推進を図るものでございます。

①から⑤に記載のとおり、認定農業者の経営改善でありますとか、JAの生産部会を対象としたモデル経営の指導でありますとか、地域営農組織の経営力強化、こういったソフト事業について、市町村、JA、協議会を通じて支援をしていくこととしております。

89ページをお願いいたします。

くまもとの農家経営「夢づくり」支援体制確立事業でございます。

この事業は、JA中央会と共同して、農家経営支援システム、これは電算システムでございますが、これを開発するものでございます。

現在、JAは、個別の農家ごとに、生産物の販売あるいは資材の購入等々の情報を持っております。これらの情報を集約・分析して、技術指導や経営指導など、農家の経営支援に使う、活用するというための電算システムを構築するものでございます。

事業内容の(1)にございますとおり、システム開発を行うJA中央会に対して、その経費の2分の1を補助するとともに、(2)では、県の推進事務費として体制を確立していくという経費でございます。

90ページをお願いいたします。

90ページは、くまもと農業経営塾でございます。

この事業は、県内の意欲ある若手農業者を対象として、経営者としての資質向上を図る、あるいは他産業と比肩し得る熊本の農業界のリーダー、これを育成していこうという趣旨でございます。

講座の内容につきましては、マーケティングや経営管理の実務、こういったもの、座学中心になるゼミ形式等々を考えてございま

す。また、受講対象者を広げた公開講座も検討していくこととしております。講師陣については、幅広い分野から一流の方々をそろえてこの塾を運営したいというふうに考えております。

91ページをごらんください。

91ページは、企業等農業参入支援事業でございます。

この事業は、農業参入に意欲を持つ企業等に対して、地域との調和、協調、共存を図りつつ、農業参入が実現しますよう総合的な支援を行うというものでございます。

事業内容の(1)と(2)につきましては、相談の窓口でありますとか、企業に対する説明会でございますとか、そうした県の推進事務費でございます。

(3)が、今回新たに創設した補助制度でございます。

①のところでございますが、地域調和型農業参入支援補助というものがございます。

これは、参入企業の初期投資の軽減を図ることによって参入促進、早期撤退の防止を図るというものでございます。なお、地元自治体との協定の締結、これを条件にして補助をしたいというふうに考えております。

また、②でございますけれども、これは参入企業と地元との共存関係づくりを支援するという趣旨のものでございます。地元自治体、あるいは農業者等々と参入企業とが構成する協議会、ここら辺の活動を支援していくこととしております。

92ページをお願いいたします。

92ページは、がんばる新農業人支援事業、いわゆる新規就農者の支援の事業でございます。

就農相談に始まり、研修による技術等の習得、あるいは就農の定着、こういった各段階を想定いたしまして、切れ目のない支援体制をしくということで、この事業を組み立ててございます。

まず、(1)県推進事業では、マニュアルの整備でありますとかホームページを整備しますとともに、県立農業大学校で行っております就農支援研修の受け入れ枠を拡充いたしたところでございます。

それから、(2)をごらんいただきたいと思えます。

新規就農センター強化事業と書いてございます。

まず、①でございますが、農業会議内に設置しております農業後継者育成基金、ここに就農支援センターがございますが、その就農相談員を拡充いたしまして、新規就農者からの相談、あるいは地域での営農相談、こういったものに対して相談の体制を強化するという事業でございます。

それから、②は新しく創設した制度でございますけれども、研修終了後、仮の独立就農、これが認められる、可能だというものに対しまして、農地や空きハウスを借り入れるといったことがございますときに、その借り入れ費用を農地保有合理化法人でございます農業公社、JAを通じて軽減、支援をするという制度でございます。

最後に、93ページをごらんいただきたいと思えます。

女性・高齢農業者バックアップ事業でございます。

この事業は、女性・高齢農業者の多様な活動を支援するという事業でございますが、事業内容の(1)から(4)にありますとおり、農業女性アドバイザーでございますとか、家族経営協定の推進でございますとか、女性認定農業者の認定の推進、こういったものを図るとともに、地域における女性・高齢者グループの活動、こういったものを支援していくというものでございます。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課でございます。

94ページからお願いいたします。

まず、農商工連携・地産地消促進事業でございます。

地域農産物の販売拠点としての農産物直売所の機能強化を図ることで、地産地消の活性化を図るとともに、農商工推進におきましては、特に農産加工を主とした取り組みを推進することによりまして、稼げる農業を推進したいと考えております。

事業といたしましては、農商工連携におきましては、農から商工へ向けての連携交流会、あるいはマッチング会の開催、あるいは1次加工品の簡易な加工機器の導入等を実施いたします。

また、地産地消におきましては、直売所の連携を進め、県下の一体的な地産地消、農産物直売所のPR等を実施してまいります。

次に、95ページをお願いいたします。

くまもとの宝トップセールス事業でございます。

おいしさ、安全、安心などの消費ニーズに対応して生産されました県産農林水産物につきまして、国内外の市場確保と販売規模の拡大を図るために、国内、国外におきまして、商談会、フェア、あるいは販売促進などの活動におきまして知事のトップセールスを展開するために設置しております事業でございます。

ページをあけていただきまして、96ページでございます。

県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業でございます。

輸出額の増大を目指しまして、県産農産物の海外での販路拡大のため、輸出に意欲、そして関心を持つ県内生産者団体等に対しまして、輸出促進アドバイザーによる指導、あるいは海外商談会やテスト輸出事業などに取り組み団体への補助等により支援を行い、県内

生産者の所得増大につなげることとしております。

また、農業者団体が組織しております熊本県農畜産物輸出促進協議会におきましては、県も事務局として取り組んでまいりたいと考えております。

97ページでございます。

総合直販サイト推進事業でございます。

インターネット販売の利用者というのが、近年非常に増加をしておるところでございます。新たな販売チャネルとして県産農林水産物を総合的に紹介するインターネットサイトの構築を目指す事業でございます。

特に、生産者等を対象といたしまして、勉強会、相談会を実施いたしますとともに、県内の農林水産物を総合的に網羅した生産者のサイトを紹介するポータルサイト、入り口のサイトでございますけれども、これを構築する事業でございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思ひます。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 3点ほど質問したいと思ひます。

内容は、耕作放棄地の関連、それから農地流動化のところに対してですけれども、まず耕作放棄地ですが、部長も最初あいさつをされましたように、耕作放棄地については力を入れておられるということですが、今全体で熊本の耕作放棄地と言われるのは、大体どのくらい、何ヘクタールくらいあって、本年度はどのくらい解消するつもりなのか、それがまず1点ですね。

それと、農地流動化、これもずっと例年進めておられる事業ですけれども、これも私はよく全体が見えないんですけれども、農地流動化事業というのは、今県全体としてはどの

程度進んでおるのか、あとどのくらいまだ進めないかぬのか、この付近がちょっとわかったら教えてもらいたいと思ひます。

それから、3点目ですけれども——この説明資料の84ページなんですけど、経営構造対策事業というのが8億ほど組んであるんですけども、これは昨年の説明を見てもみますと、21年度でこの事業は終了しておるように書いてあるんですけども、これは昨年までの事業とほとんど同じなのか、また新たに今年度からスタートしたのか、それですね。

それから、もう1点は、この説明資料にはちょっと書いてないんですけども、22年度の予算を見てたら、土地改良のところ約50億ほど前年度よりも減額になっておるんですけども、この50億の減額というのは、どのように県内のあれには影響してきたのか。

先ほどの説明では、大体補正予算とあわせて93%というような説明だったんですけども、最も大きく影響したところはどこなのか、ちょっとその付近を教えてもらいたいと思ひますけれども。

○佐藤雅司委員長 それでは、4つぐらいありました。

最初に、耕作放棄地の関係について、村山課長。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

まず最初の御質問が、そもそもどのくらいあるかというふうなお話でございましたけれども、一昨年の秋からことしの1月までにかけて実態調査をやりまして、最終報告がまとまっておりまして、県全体で8,720ヘクタールというふうな数字が出ております。これは、全体の経営耕地面積が2005年の農林業センサスで8万6,000ヘクタールというふうなことになるので、大体10%強ということになるのかなということになっており

ます。

それで、実は、この8,720ヘクタールの中で、赤と黄色と緑ということで色分けしております。赤というのは、これは森林原野化してどうしても改修することは困難だと思われるもの、それが約半分ぐらい、4,128ヘクタールになっております。

そのほか、黄色と緑がございます。黄色というのは、草刈り等簡単な作業ではできませんけれども、重機等を用いれば可能かなというものが大体2,000ヘクタールぐらいです。

それからあと、草刈り等で簡単にできるものが大体2,500ヘクタールぐらいということで、トータルで黄色と緑が大体4,500ヘクタールぐらいはあるというふうな実態調査になっております。

それで、今年度どれくらいやっていくのかというのがございますけれども、一応知事のマニフェストのくまもと夢づくりの方で数値目標を掲げておまして、平成23年度までに20年度から800ヘクタールを解消するというふうな目標にしております。

それで、昨年度、その夢づくりをつくりましたときの数字が大体160ヘクタールぐらい解消できているというふうなことでございますものですから、それからすると5倍増というふうな表現をしておりますけれども、そのくらいやっていきたいということで考えております。

それで、一応予算的には、県の予算は通りませんが、国の方の予算あたりが大体600ヘクタールぐらいの予算はありますし、県の事業を加えていくと予算的にはあるんですけれども、実際現実問題としまして、耕作放棄地解消の一番問題は、担い手がないというふうな非常に大きな問題がありますものですから、はっきりことし何ヘクタールというものは、予算上はもちろんありますけれども、23年度までに800ヘクタールを目指すというふうなところで今考えているところでござ

います。

○佐藤雅司委員長 2番目の農地流動化の関係をお願いします。

○村山農地・農業振興課長 農地流動化でございまして、大体どのくらいあるのかというふうなことでございまして、昨年度、20年度の数字を申し上げますと、先ほど説明をちょっとしましたけれども、所有権が移る場合とそれから利用権が移る場合、貸借の場合と所有権と2つありまして、おおむね20年度ですと、所有権売買の方が482ヘクタール、約500ヘクタール、それから利用権設定、賃借権ですけれども、これの方が大体1,100ヘクタールということで、トータルで1,600ヘクタールが流動化しているというところでございまして。

それで、これは例年同じような数字でございます。17年度がトータルで800ヘクタール、それから18年度が2,000ヘクタール、19年度が1,800ヘクタール、そして20年度が先ほど申しました1,600ヘクタール、少し18年度から減ってきております。おおむねこういうふうな数字でございます。

実は、この集積につきましては、将来的には平成27年度まで農地の集積率というのがあります。これは要するに認定農業者ですとか、あるいは地域営農組織、そういった担い手に農地を集積していくというふうな目標がございまして、それが全体で65%、平成27年度に65%を集積していこうという目標がございまして。

現在はどれだけかといいますと、これは平成20年度の数字なんですけれども、44%程度が集積されているということです。それからいきますと、数字的なものを申し上げますと、27年度までに、あと2万ヘクタールぐらいはやっていかぬだろうということで、これもかなり高い数字になりますけれども、一応

現状はそういうふうなことになっております。

○佐藤雅司委員長 それでは、吉田委員、この2つについて何かありますか。

○吉田忠道委員 耕作放棄地については、結局ことしの予算としては、450ヘクタール分は予算を組んでおるということでよろしいんですか。

○村山農地・農業振興課長 国の方が、これは基金で県の方に一応積んでいるのがありまして、それでいくと23年度まで600ヘクタールはあると……（吉田忠道委員「23年度までね」と発言する）はい。ということでございます。

○佐藤雅司委員長 よろしいですか。

それでは、3番目の質問の84ページの経営体の関係ですが、これについて村山課長。

○村山農地・農業振興課長 経営構造対策事業でございまして、これは昨年度までは強い農業づくり交付金の中に入っておったということで、一応昨年度切れております。

今回は、これは経営体育成交付金という名前に変わりまして、また新たに発足したものでございますけれども、内容的には同じでございます。

○佐藤雅司委員長 吉田委員の先ほどの4番目のいわゆる農業土木関係が減っているという話について、宮崎課長。

○宮崎農村計画・技術管理課長 先ほど吉田委員からお話でございましたけれども、説明資料の3ページをごらんください。

御指摘のとおり、農業土木関係、農業農村整備事業につきましては、ちょうど中段あた

りに農村整備課の予算がございます。真ん中あたりの比較増減で見させていただきますと、まさしく御指摘のとおりですね。約50億円、当初予算でいくと減少しているということでございます。

これだけ減りますと、相当影響がございますので、先ほど御説明をいたしましたように、補助公共につきましては、2月補正で約34億円余を計上させていただきまして御承認をいただいたということでございますので、93%ぐらいは何とか確保できたということでございますけれども、やはり影響はございます。

その影響が一番多いのは何かというようなお話でございまして、一番多いのは、現在農業水利施設が本県にも多数ございます。今後計画的に更新をしていかないといけないというようなものにつきまして、対応する事業は、かんがい排水事業が1つございます。

それについては、特に予算が厳しかったというようなことがございまして、既に採択をしている地区においても、例えば排水機場の改修工事を今後やらないといけないというふうになった場合、どうしても完了間際の地区を優先させて、もしくはそういった工事については債務負担で行う場合が多いものですから、なかなかうまく、用水路工事とかそういう線工事のように調整がなかなか難しいということがございまして、先ほど申しましたように、採択をした地区でも工事になかなかかかれぬというような状況でございましたり、既に採択した地区でもそのような状況でございまして、新たに採択をする地区についても、少し様子を見ないといけないというような状況でございまして、そういうところが一番影響としては大きいところでございます。

○佐藤雅司委員長 吉田委員、よろしゅうご

ございますか。

○吉田忠道委員 はい。

○佐藤雅司委員長 私から関連でございますけれども、現時点で、23年度——鬼が笑うと言いますけれども、見通してみたいなものでわかっていることがあれば——もうなければ結構でございますが……。

○宮崎農村計画・技術管理課長 委員長のお話ございましたように、なかなか、今後というようなことでございますので、今どのような方向かというのは我々も情報を有しておりません。

ただ、概算要求が今年度どういうふうに進められるのか、これも明らかではございませんけれども、その概算要求の状況を見れば、23年度の予算についても、あらかじめ我々もそれなりの予想ができるのかなというふうに思っております。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

○中村博生委員 関連を言いたいところですが、もう言いませんが、54ページ、地域密着型農業基盤整備事業費をもうちょっと詳しく説明してもらえぬですか。

○田上農村整備課長 地域密着型農業基盤整備事業と申しますのは、いわゆる通常国庫補助事業で実施しておりますときに、どうしても地元から要望がありまして、その補助事業の中では対応できない場合がございます。そういったときに、本当に地域の役に立つ事業であるならば、一体的に——これは単県事業でございますけれども、一体的に施工をやっていこうというものでございます。

例えば、現場で石が出まして、それを積み

ば立派な棚田が再生できるとか、そういう現場がございましたならば、そういった現場でこの事業を使いましてやっていきたいというようなことでございます。

○中村博生委員 大体わかりましたけれども、経営体育成事業でやりよるとですが、その枠にかからないような部分が出てくるじゃないですか。端田とかという部分、一番下流の排水のところとか、そういった部分も、この事業で対象になってくるとですか。

○田上農村整備課長 そういったところも対象にしたいというふうに考えております。

○中村博生委員 これは、その事業が完了しないとだめとか、施工中でもいいとか、やっぱりこれは単県だろうけん、どやんですか、その辺は。

○田上農村整備課長 できれば一体的に整備した方が都合がいいと思いますので、同じ工事をやっているときにやれたら一番いいと思います。

ただ、いろんな形で、例えば私たちは、土地改良区でありますとか、市町村に財産譲与等をやっていく中で、どうしてもこういったところについては解決しないと受けてもらえないというような場合がございますので、そういった場合につきましては使ってもいいのかなというふうに考えております。

○中村博生委員 おかげで、私の地元は、ことし22年度で完了予定なんですよ。今言ったように、そういった部分が何カ所かあるものですから質問したのですが、大変いい事業だなというふうに思っております。

もう1ついいですか。

これは覆砂事業ですね。鏡とかいろいろありますけれども、この覆砂事業については漁

協の皆さん方も大変喜んでおられますけれども、聞くところによると、砂が足りないような状況もあるというふうに聞いておりますし、それぞれの漁協の皆さん方は県産の砂をというような話も聞きますし、県で決めております海砂利の採取の量も決まっておるといふ認識はしておりますが、その辺の調整といひますか、河川課とかありますよね、いろんな課が。環境生活部の方にも関係あると思ひますけれども、汚濁防止法のとり方がちょっとばかりそれぞれで違ふような話も聞いておりますので、その辺がちょっとわかれば。

○尾山漁港漁場整備課長 覆砂事業につきましては、覆砂の材料につきましては、できるだけ県内の砂を、細砂を使うように考えております。それでも、先ほど委員がおっしゃいましたように枠が決まっております。20万近くと全体量が決まっておりますので、それで県内産を使って、不足すれば県外産も使わざるを得ないかなというふうに思っております。

○中村博生委員 不足すればと——何か全然足らぬような話も聞くのですが、もう完全に県内の砂じゃ間に合わぬということですか。

○尾山漁港漁場整備課長 そこは、今後、県内産のストック量あたりを把握してから調整していきたいというふうに思っております。

○中村博生委員 できれば、やっぱり地元の漁協さんあたりがそういった方針を打ち出しておられると思うとですよね。県内でできるだけできるようなことを、やっぱりそっちの方から環境に言うとかしていただかぬかなと要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 要望でよろしいですね。ほかに。

○児玉文雄委員 大きく言えば予算にもかかわると思いますが、直接この予算の中には載っておりませんが、最近野菜の高騰が問題になっておりますね。赤松農林大臣も、早どりとか規格外の商品を出してくれるよういろいろお願いをしているという話もあつておりますが、テレビのニュース等を見ると、これ以上の規格外の品物を出すと、将来にも影響すると。また、早どりすれば、次の成長期、5月、6月ぐらいに商品になって出荷できるようになったときに、そのとき品物がなくなる可能性もあると。これに対して、県はどういうふうな対策を考えておられるのか、また、実行しておられるのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤雅司委員長 城園芸課長、この報告事項の中で、1つ、晩霜被害、それから低温被害というのが出てきておりますので、そこで言うか、これはまとめて答えられるか。

○城園芸課長 園芸課でございます。

テレビ報道でもあつております。特に、報道であつておりますのは、関東以北の影響、関東周辺が非常に大きいかというふうに思ひます。県内は、やはり気候不順、天候不順、低温もあるし、反対に高温もあるということで、影響はございますけれども、テレビ報道でありますような関東周辺ほどにはないというふうに思ひます。

経済連の出荷状況等を見ても、やはり品目的には少ないものもございまして、反対に多いものもあるということで、確かに児玉委員がおっしゃいますように、この天候でございまして、生育等については影響はございます。やはり適切な管理をしていただき、若干の高価格ではございまして、農家の心情としては早目に出荷したいということもあろうかというふうに思ひます。

また、それをし過ぎますと、おっしゃいま

すようにどこかが品薄になるということもございまして、特に農業団体等が取り組みます共販については、取引の市場・量販店等と情報交換を密にしながら、安定供給を図っていくというのが必要かというふうに思っております。

県といたしましても、まずは農家の方の所得を考えていただくという部分はございしますが、後々の安定供給にもつながるようなこととか、市場・量販店との安定取引につながるようなことも、あわせて指導に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○児玉文雄委員 特に今少ないものの中には、トマトとかネギとかキャベツ等が入っておるわけですね。本県においては、キャベツはかなり全国の中でも産地でございます。しかし、今まで、キャベツというのは、2年に1回ぐらいは廃棄処分しないと、余りにも価格が安いということで農家の人も大変困っておられるわけですが、私も長く農水委員会に入っとらぬものですから、キャベツあたりは価格安定補償金ですか、これが設定されておったのですが、現在はどれぐらいの補償額というか、わかりやすく言えば保険がしてあるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○城園芸課長 園芸課でございます。

キャベツにつきましては、今の時期は春キャベツですけれども、4月から5月の15日までで、九州地区で補償基準額は62円です。キロ当たり62円です。下がった場合は、その差額の9割が補てんされるということで、その後の……。

○児玉文雄委員 昔より上がったわけですね。

○城園芸課長 これは、ほぼ横ばいでございます。

○児玉文雄委員 ということは、箱が10キロでしょう、キャベツは。だから、620円ということですかね。

○城園芸課長 そうです。

○児玉文雄委員 620円の9ということは、530円ぐらいの補償価格であると。その価格補償金をもらった農家は、原価を割りますか、それだったらどうにか農業経営をやっていると、それぐらいの額なのか、そこらあたりはわかりませんか。

○城園芸課長 生産費まではちょっと手元にございませぬけれども、最近特に生産出荷資材が上がっております。例えば、肥料とか、段ボールとか、輸送経費とか、それを考えますと、この補償基準額で十分だとおっしゃるような農家は非常に少ないんじゃないかというふうに思っています。

○児玉文雄委員 我々が聞くところによると、大体市場価格が800円ぐらい欲しいというわけですね、10キロ。500幾らだったら——欲しいのは希望価格であって、それが実勢価格とはどうなのかというのはまた別でございますが、私は、ちょっと話は飛びますけれども、これは熊本の「太秋」カキがございませぬ。

去年、シーズンに大変驚いたんです。今まで「太秋」というと、鶴屋デパートあたりでは1個1,500円というような話も聞いておったのですが、昨年は、形は少しは1,500円の「太秋」に比べると小さいかもしれぬけれども、そんなに小さくもない。また、いろいろな色、つや等々も見て、そんなに遜色のない「太秋」を、市場というか150円から200円

で、去年は「太秋」を生産者がお客さんのところに届けておったんですよ。だから、これはいいなど。

また、確かに物もよかったです。それで200円ぐらいのを食べてみても、そんなに遜色がないんですよ。こんなに下がるなら、かなり植えつけ面積もふえとるんじゃないかと思うのですが、いわば「太秋」というと、カキでは大変熊本のブランドになりつつあったわけです。これがもう急にそういう価格になると、がたっと崩れてしまうわけですが、そこらあたりの事情というのは、ある程度つかんでおられますか。

○佐藤雅司委員長 板東課長、流通関係で、先ほどの低温被害と流通の関係と、今の「太秋」の話、何かありますか。

○板東農産物流通企画課長 今回の価格の話につきましては、いわゆる状況のことということで城課長の方からもございましたけれども、特に現状といたしますか、詳しいあれにつきましては、私はそれ以上のことは存じ上げておりません。

ただ、流通の関係におきましては、現在私たちも、国の中で12の量販店といろいろな情報交換をする場を持っておるところでございますので、またそういうふうな中でつかんでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○城園芸課長 園芸課でございます。

面積につきましては、1年で数ヘクタール、21年時点で113ヘクタールほど「太秋」がございまして、これはだんだん成木になってきますので、生産量はふえてきています。

安値につきましては、特に一昨年あたりから景気が非常に悪くなって、特に去年はデフレ傾向だということも言われて、一番早く影響が出ましたのが果実類でございます。これ

は、リンゴがしかり、ブドウがしかり、ミカンにつきましては、表年というのも重なって全国的に非常に安値が続いたということで、果物全般について影響が出てきております。

対策としましては、できるだけやはり売り込みを図りたいということで、今ありました農産物流通企画課の量販店でのくまもとフェアの開催をふやすなり、そのようなことで販売強化にも取り組んできたところではございますけれども、いかんせん果実全般の、これはもうリンゴから始まって、ミカンから、いわゆる量的に非常に多い2大品目でも非常に厳しかったというふうなこともあって、なかなか思うような価格が得られてないというのが現状でございます。

今後につきましては、「太秋」の特徴を生かしますような、おいしさをしっかり全面に出すような栽培管理を徹底いたしまして、売り込みをさらに強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○児玉文雄委員 今量販店という言葉が使われましたが、この量販店というのは、流通においてはもう完全なるデフレ傾向にあるわけですよ、競争をやっておるわけですから。

私は、県としては、大量生産物は別として、それは量販店あたりも使わなきゃならないかもしれぬけれども、ブランド的なもの、こういうものをさばっていくのは、ある程度地産地消で、町によってはそういう販売所を持っているところもあるんですよ。それはまた地域の方々からえらい歓迎されて、値崩れも余り起きていないという話を聞くのですが、そこらあたりも、一時地産地消の販売所あたりはかなりはやったんですが、最近余り聞かないんですよ、新しく出たと。

例えば、うちの山都町の中の清和村も、健軍の花立に1カ所持つとるですね。それとちよっと光の森を通り過ぎたぐらいのところ

1つそういう販売店を持つと。村長とはよく話してたんだけど、それをまず東西南北につくりなさいと。町村合併があったものだから、2つで終わってしまっているのですが、やっぱり地産地消あたりを伸ばしていくためには、そういうのも私は必要じゃないか。成績はいいらしいです、今でも。

だから、ただ売りゃいいというような考え方じゃなくて、やっぱりそこらあたりも、農業所得がどうしたら上がるかということを考えていかないと、今のような低価格販売というのは、私はいつかはくたびれると思うわけです、生産者も、農業者もですね。

だから、余り安く売るということは、私はいかなものかと、そういうふうを考えております。県の考え方をひとつお願いいたします。

○城園芸課長 園芸課でございます。

児玉委員おっしゃいました「太秋」につきまして、つけ加えて御説明させていただきたいというふうに思います。

これは、説明資料の35ページにもございますけれども、魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業、これはもういわゆるトップブランド品をつくってこうというふうな考えの事業でございます。

1つは、ナシの「秋麗」、これは非常においしいというふうな評判がございまして、これとか、とろけるようなミカン、直接は書いてございませぬけれども、栽培管理を徹底しまして、ミカンの内袋を薄く仕上げるということで、口に入れたらそれこそとろけるような感じのミカンとか、7月まで貯蔵しましてお中元用の「デコポン」を出すとか、これらにつきましては、まずは果実専門店なりデパートで、児玉委員おっしゃいますように、やはりある程度高値で販売していくようなところにまずは売り込んでいきたいと。

その中の1つが、やはり「太秋」でござい

ます。「太秋」も、いいやつをつくって、その分につきましては、果実専門店、デパートで販売していきたいと、そのような方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

トップブランドということにつきましては、そのような考えで事業もございまして、今後とも引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐藤雅司委員長 よございますか。それでは、ほかにございますでしょうか。

○村上寅美委員 あのですね、児玉さん、量販店、それからトップブランドといいますけれども、市場なんですよ、売り込みが。全部市場を経由しての量的なことがあるから、それをやっているわけですね。

だから、とろけるミカンと言うたけん、目の覚めたばってん、その辺はやっぱり城君、エンドユーザーね。太田市場には仲卸がおって小売店がおるわけですね。そこで選択するわけですね。だから、よその県、特に長崎あたりは、エンドユーザーを集めて、東京で本格的な地産地消——あそこは水産中心だけどね、長崎の場合は。そういうことで、エンドから上に押し上げていく。一般に量が多いから、市場から下にばらまくから、もうラインができてしまって、熊本ブランドというたって、愛媛とか和歌山とか静岡には勝たぬのですよ、ランクが。

わしどんが子供の時分には日本一のミカンと、塩屋だったけんかもしらぬけど、そういうふうにして育ったけどね、実態は。だから、今はそれと一緒にしょっちゅう上京しておりますけれども、その辺のエンドユーザー改革ね。

一部でダイエー系あたりは、吉野さんといってダイエーの会長、マルエツの社長をされ

た方が、物すごく熊本びいきでやってくれているから、これは成果を上げています。

だから、その辺のところを、せっかくだけど、ぜひひとつ底辺拡大のための戦略をとらないと、どうしても市場にぼんと来るから、売れ残ったのは積んであるわけですよ。収穫期とか最盛期にはそうなるから、その辺は、これは出荷調整の状況も非常に大事なことですけれども、そういうふうにして、やっぱり下のブランド、底辺を拡大していく。

そこにくまもとミカンというのと——これはついでにだけと委員長、畜産もそうだけど、おれは肥後のあか牛と黒牛しか知らぬけれども、部長幾つあると思う。言うてごらん、肉のブランド……（廣田農林水産部長「熊本のですか」と発言する）

とにかく多過ぎて統一ブランドにならないんですよ、熊本の今の状態は。これはもう大きく指導しないとだめよ、業界を。だから、その辺があるものだから、要するにミカンだけだつて、熊本ではうちは「夢未来」、河内ミカンで売れて言いよつとばつてん、うちは「夢未来」。JA玉名・天草は全部違うんですよ、ブランドが。

だから、この辺のところを、ついでだから、これはだれだ、担当は。ブランド……（佐藤雅司委員長「全体的に」と発言する）肉だけじゃなかない、くまもとブランドたい。ブランド統一——よかたい、肉でもよかたい。幾つあるかい。

○高野畜産課長 熊本の場合が、先ほど村上委員の方から言われましたように、あか牛、黒牛、味彩牛、これはあか牛のことをくまもとあか牛と言っています。黒牛は、くまもと黒毛和牛、それとホルスタインに黒牛をつけましたF1、これをくまもと味彩牛、一応県の銘柄としては、この3つの部分を牛肉は売っているような状況でございます。

○村上寅美委員 県は商売はしよらぬでしょうが。

○高野畜産課長 団体と一緒にになりながら、協議会の中で……。

○村上寅美委員 生産者のブランドは幾つあるの。これだけ……。

○高野畜産課長 それで、やはり委員が言われたように、地域地域では、天草とか菊池とか、そういった部分はまた銘柄化してあるんですよ。

○村上寅美委員 ぜひこれは強化してくれないと、競争力に勝たないし、ブランドを統一すればスケールメリットが出るわけよね、何でも。だけん、これは今たまたま畜産課長だったけれども、ぜひひとつ、これは部長、だれかわからぬごたるけん、取りまとめを——要するに団体とやらなくちゃいかぬから、だからぜひブランドの統一ということは要望しておきます。答えが出らぬだろう。

以上です。

○佐藤雅司委員長 要望でございます。

ブランドについては、知事がいつも答弁の中でおっしゃっておりますように、ストーリー性があること、それから消費者を裏切らないこと、2つ目は何ですか、3つありましたね。これをしっかり守っていきながら、統一ブランドの確立について頑張らなきゃならないと。販売、これも極めて重要なキーワードでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○渡辺利男委員 1～2点伺いますけれども、シカ肉のことについて、まずお尋ねします。

シカの駆除は森林整備課ですけれども、駆除した後の肉になった後の話ですから、シカ肉の加工と流通体制というのはどういうふうになっているのか、まずちょっとお尋ねしたいと思います。五木村に加工場ができたんじゃないんですか。

○佐藤雅司委員長 板東課長、何かありますか。

○板東農産物流通企画課長 済みません、管轄外かもしれません。

一昨年に、実は五木の方からも、シカ肉の加工場ができるということで販売についての御相談がございました。その関係で、当時東京のスーパーマーケットトレードショーにおきまして、五木の方から出向いていただきまして、試作といいますか、試作品——しかも、そのときは試食会も含めまして、シカ肉のしゃぶしゃぶの提供等もしていただいたところでございます。

現在、五木の方でいろんな加工品が出ているところでございますけれども、五木独自でいろいろな商談等の中に参加されておるといふふうにも聞いております。

そういうふうな意味から、県の方が主催する、あるいはいろいろなところで開催されます商談会等におきまして、そういうふうな品目を出してもらって商談に結びつける、そういうふうな場にしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 そういうことですね。1月に建設と総務常任委員会合同で五木村に視察に行ったときに、昼飯にシカカツ定食が出たんですよ。非常にみんなうまいうまいと食べて、こやんするならこれは都市部でじゃんじゃん売れるよと、まず、熊本の県庁あたりで出したらどうかなんていう話をしたんですよ。

その後、あそこの物産館でシカ肉を買って帰って食ったけれども、これは余りおいしくない、そのまま焼いてもですね。熊本市内の、例えば地産地消の店とか、あるいはレストランとかに、五木の振興のためにも五木のシカ肉を使うてはいよと言うと、ああ、もう喜んで使いますよと言われるけれども、後で聞くと、どこに言うてよかつですか、いっちょどこに言うてよかがわからぬて言うわけですよ。

だから、五木の振興計画を全庁的にあれだけつくってやっていこうというときに、シカ肉の加工流通いっちょさえ五木村に任せるということでは、これはだめなんじゃないでしょうかね。

だから、ぜひ、例えば熊本市のワインのおいしいレストランとかで、イタ飯でも何でもいいので、そういうところで使ってうまいければ、そういう人たち、コックさんたちはルートを持つとんなはるとですよ。東京で修行をしてきた人は、東京のコックに紹介したりとか、どんどん広がっていくんですよ。だから、そういうのを、ぜひ本気で広げていただきたいというふうに——要望にじゃあかえときます。

それから、次は、クマモト・オイスターでございますけれども、クマモト・オイスターも、先日試食会も本当においしかったですね。（佐藤雅司委員長「何ページでしょうか。」と発言する）オイスターは、74ページですかね。

これが、今後21年度——最後に書いてありますけれども、これから量産化試験の実施、あるいは需要量等の把握とか書いてありますけれども、市場に出回るのは大体いつごろになるのでしょうか、まず。

○鎌賀水産振興課長 現在、21年度にできた10万個の稚貝を10業者に配付しております。2年もたてば商品化できるという形になると

思います。

それと、量産化の方は、平成23年度までに50万個、将来的には100万個の稚魚を生産しようということで取り組もうとしているところでございます。

○渡辺利男委員 じゃあ、例えば熊本市内にオイスターバーをつくってやってみようとかという気があっても、商品が手に入るのはあと3年先ぐらいということですか。

○鎌賀水産振興課長 そういうことになります。3月に試食していただいたものは、まだ試験的な段階でできたものでして、産業的に出荷できるのはまだこれからということになります。

○佐藤雅司委員長 実は、水産の関係で、私どもも、近海沖の近大マグロであるとか、オイスターだとか、それからもう一つはオリーブがありますね。これは水産ではありませんけれども、そういったところをぜひ見たいということで、今計画をしようかなというふうに思っているところでございます。参考までに。

○渡辺利男委員 ちょっとペースが、一遍にはやはり急いでしたってできるものじゃないですけども、市場に出回るようになってから需要拡大を図るよりも、もっと早目に宣伝だけはやっというてよかと思うんですよ。

例えば、オイスターには白ワインが合うわけですけども、白ワインは菊鹿のワインが金賞を連続してとったじゃないですか。あれあたりは、もう本当、全国のワインの雑誌ではたいぎや評価が高いんですけども、熊本県民にはいっちゃん評価が高まらぬですたいね。同じ3,000円出すならば、それはもう何かフランスかチリかわけのわからぬところを買うような人が多いわけで、だからそういう

のを熊本の特産品、まさにブランドとして、どこかで1カ所でも先行してそういうオイスターバーでもできれば、やっと市場に出回るようなときには、もう全国からどっと来るんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ先行的にやっていただきたいと思います。

最後に、もう1つ、7～8年ぶりにこの委員会に來まして思ったんですが、林業公社ですたいな。林業公社、あのころは250億と言いましたけれども、もう297億になっとつですたいね、これ借金残高が。

熊本県独自の課題じゃないから、抜本的な手はなかなか打てないと思いますが、全国的にどうなんでしょうか。同じようにこのまま推移しているんでしょうか。あるいは、抜本的な手を打った都道府県というのはあるんでしょうか。そこをまず教えてください。

○河合森林整備課長 委員御指摘のように、林業公社問題は非常に難しいということがございまして、全国を見回してみまして、大体どこも非常に難しい状況でございます。

ただ、一部数県でございましてけれども、県有林化を行うような対策というのをとったところもあるところでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 関連でございましてけれども、一昨年でしたか、林業審議会で一応結論が出て、このまま継続していくということの結論が出たというふうに私は感じておりますけれども、森林整備課長どうですか。

○河合森林整備課長 委員長御指摘のとおり、本県におきましては、20年8月に決定いたしました方針に基づきまして、引き続き支援をするというところでございまして、本県の林業公社につきましては、例えば分収割合の見直しだとか契約期間の長期化、個人にとりあえず当たるだとか、そういう地元に当た

るだとかという対策を行うということで推進していくという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺利男委員 当面の方針が出たときは、当面伐期を延ばして、今売ったって安いですから伐期を延ばしていこうということでしょうけれども、伐期をずっと延ばしても展望はなかなか開けぬと思うんですね、今の状況じゃ。材価が上がればいいんですけども、何か全国的に参考になるような解決の仕方というのはないんですか。

○河合森林整備課長 なかなか全国的に抜本的なものというのは難しい状況でございます。総務省の方から検討会等の状況だとかはいただいております。

また、林野庁から、このような状況につきまして変化があれば情報をもらうようなことはしておりますけれども、今後につきましても、さまざまな方法というのは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

私から一つ、先ほどのクマモト・オイスターの話でございますけれども、関連ですが。

やっぱり今まで農林水産の分野は生産中心という政策だったと思いますけれども、やっぱり販売というのが、今回大きな熊本県としての——知事も先頭を切って稼げる県を目指すと言っておりますので、生産ばかりではなくて販売の流通、こういったことに力点を置いて、しっかりとお互いに横断的に連携してやっていただければというふうに要望しておきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それではまず、農林水産政策課から、引き続き農産課、農村計画・技術管理課から、それぞれ報告をお願いします。できるだけ簡潔にお願いいたします。

○白濱農林水産政策課長 農林水産関係の気象災害につきましては、農林水産政策課で取りまとめを行っておりますので、3月27日の晩霜による農作物等への被害について御報告いたします。

県下各地で、果樹、ナシ、桃、カキ等での被害が発生しまして、収量に影響があると思われまして、引き続き、詳細な被害状況の把握と農家への支援を行います。

現在、農林水産部では、農業団体と連携を図りながら、県下産地の状況把握に努めております。被害程度は、その後の天候状況や園地管理方法等が左右いたしますので、各地域の状況把握に努めまして、まとめ次第御報告いたします。

まず、被害状況ですが、ナシにつきましては、八代、玉名、球磨地域等におきまして、花が枯死したことにより着果量が不足しまして、収量に影響のある園があります。特に「新高」「豊水」に着果不足が目立っております。

また、桃につきましても、球磨地域等におきまして、ナシと同様、収量に影響のある園があります。特に、露地栽培の桃の着果不足が目立っております。

さらに、カキについてですが、宇城地域等において「太秋」を初め渋カキ等の新梢が枯死し、収量に影響が出ることが懸念されてお

ります。

その他作物についても、引き続き被害状況の把握を行ってまいります。

次に、今後の対応策でございますが、まず、果樹に関する今後の技術的対応策ですが、各地域振興局農業普及・振興課は、関係機関と連携いたしまして、被害状況に応じた摘果や肥培管理の方法等について情報提供を行います。

明後日4月21日に、果樹関係指導者を対象とした落葉果樹晩霜被害生産管理対策説明会を実施いたしまして、摘果時期や方法、施肥量、新梢管理方法など、今後の管理について周知を図ってまいります。

次に、被害を受けた農家に対する支援策ですが、農業共済加入者につきましては、収量が3割以上減少した場合に、共済金により損害の補てんを受けることができます。

そのほか、被害を受けたことにより資金繰りに支障を来した農家につきましては、農林漁業セーフティネット資金の利用が可能となります。

県としましては、被害農家への共済金の支払いや資金貸し付けが円滑に進むよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

参考といたしまして、当日の主要産地の最低気温を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、裏面には、ナシと桃の被害状況の写真をつけております。その被害の状況の写真につきましては、城園芸課長から説明していただきます。

○城園芸課長 園芸課でございます。

写真の御説明をいたします。

4月15日に、県主催で、果実連と農業団体と合同で、ナシ、桃等の被害状況、生育状況の現地確認を行いました。その際の写真でございます。

上段の左側、これはスプリンクラーで対策をとってあった園、ナシの「新高」でございますけれども、このように通常だったら小さい幼果がついております。右の方が被害に遭った状況で、本来ならば葉っぱのつけ根から左のような幼果が上に向かって伸びているところですが、1つもございません。

中段ですけれども、左側です。これも被害を受けた状況です。この横枝の中に最終的にはナシが1個か2個、上の方にいっぱいなっておりますけれども、これは摘果しまして、上段の左の写真は、この写真の範囲内だけで1個、最終的には残します。下の方は、ここで1個か2個は少しもなっていないということで、その右の方も被害を受けた状況です。横枝、この幅に3個ぐらい残します。5～6本、枝がございますので、15個以上、本来ならば最終的にはここにナシになるわけですが、幼果が被害を受けて、ここは少しもなっていないというふうな状況です。

一番下の左です。これは桃です。これは被害を受けてない状況で、横の奥の方にビニールが見えていますけれども、サイドにぐるっとビニールを回しまして、中でストーブをたいて、扇風機で空気を循環させて対策をとったところにつきましては、このように7～8個桃の小さい果実の幼果がなっております。右が被害を受けた状況で、この横枝、1つもなっておりません。

このように、ナシの「新高」や「豊水」、露地栽培の桃では、着果量が不足し、収量への影響が出るものというふうにとらえております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 それでは、戸別所得補償制度について、本田農産課長。

○本田農産課長 農産課でございます。

本年度から始まりました戸別所得補償制度

の実施状況につきまして御報告させていただきます。

まず、制度の概要ですが、大きく水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の2つに区分されます。

1つ目の水田利活用自給力向上事業は、従来の産地づくり交付金に当たるものでございますけれども、対象作物であります麦、大豆に10アール当たり3万5,000円、米粉用米及び飼料用米に8万円、加工用米に2万円などの助成を行うものでございます。

2つ目の米戸別所得補償モデル事業につきましては、主食用米の生産経費と販売価格の差額を助成するもので、定額として全国一律で10アール当たり1万5,000円、当年産の価格が基準を下回った場合、それに加えて変動部分に基づく金額が支払われます。

別添のパンフレットに詳細を示しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、推進状況ですが、制度の詳細が年明けに公表されたということもありまして、4月1日からの加入申請に間に合うように、県段階、市町村段階で説明を重ねますとともに、広報誌等を通じて農家の皆さんに対して迅速にPRを行ってまいりました。

現時点で、本県関係では10件の申請が九州農政局に出されております。ただ、今後、6月末日まで申請がありますけれども、各地域の水田農業協議会を通じまして多数の申請がなされるものと見込んでおります。

今後とも、希望されるすべての農家の皆さんが参加できますよう、市町村、農業団体と連携して全力で推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 それでは、3番目と4番目、宮崎農村計画・技術管理課長。

○宮崎農村計画・技術管理課長 私の方からは、国営川辺川土地改良事業・利水事業と、もう1件、国営大野川上流土地改良事業、この2件について御報告をいたします。

まず、国営川辺川土地改良事業いわゆる利水事業でございます。

資料にございます1番で主な経緯を書いておりますけれども、かいつまんで申し上げますと、15年に利水訴訟について国の敗訴が決まった後、新たな利水計画をつくらないといけないということで、その後、事前協議を相当やったというようなことでございまして、最終的には、その右に括弧でございまして、川辺川ダムに水源を依存せずに、チッソの既設導水路を活用した案で今後手続を進めていくということで、総合調整役である県がそういうふうな整理をしたというようなことでございまして、その後地元調整が続いているというような状況でございます。

次のページに既設導水路の活用案の模式図を載せておりますので、御参考にいただければと思います。

それで、2番目の最近の状況ということで、昨年度の主な動きについて御説明を申し上げますと、事業の再開には、地元、これは関係の市町村、それから水利権の関係がございまして、現在水利権を持っております人吉の土地改良区、それから相良村の土地改良区、この2つの合意が要るというようなことでございまして、それにつきましては、昨年の6月、6市町村内の議会で、今の案について、推進についてまとまっておりませんでした相良村議会が、既設導水路の活用案ということで事業推進を決議されたということでございまして、関係の6市町村長、それから議会、あわせてこの案で行こうというようなことで一致をしたというところでございます。

もう一つの関係の土地改良区ということでございまして、人吉の土地改良区につきましては、この案でいいですということで同意を

いただいたわけですが、もう一つの相良村土地改良区については、一部の区域の農家の方から、この事業から除外をしてほしいというような請願書が九州農政局の方に出されたというようなことが起こりまして、引き続き地元で調整をしたということでございまして、具体的には、その下にございます相良村が相良村土地改良区の水がかりで意見交換を行ったということでございまして、その後、除外要望をなされたこの2地区について、農家の方に事業の参加などについて意向確認調査を行われたということでございますが、括弧でございまして、結果として、事業推進への同意が4割弱にとどまったというような状況でございます。

この結果を受けまして、相良村の村長さんは、関係の6市町村長会議がございまして、そこでこの両地区を外したいという方針を説明されて、じゃあ外していきましようということに現在なっておるということでございますが、外した場合に、やはり事業の負担金の関係、それぞれの関係市町村での面積が変わってまいりますので、そういったものが異なってくる。

それから、もう一つ、一番重要なこととございますが、新たに水を取水するというところでございますので、相良村土地改良区の同意は、これはもう間違いなく要するというようなこととございまして、こういった課題について引き続き検討していくというようなことになっておるということでございます。

3番目の今後の進め方でございますけれども、何度も繰り返して恐縮でございますけれども、やはり事業再開に当たっては、地元の合意が最終的には必要になってくるというようなこととございますので、県としましても、これまでやっておりますように、地元合意が図られるように支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、国営大野川上流土地改良事業、大蘇

ダムの関係でございます。

主な経緯でございますけれども、昭和54年に事業が着手されております。

次のページをごらんください。事業概要図を載せております。

スペースの関係がございまして、主に本県の受益地を載せております。

この事業につきましては、下に事業概要ということでちょっと数字が細こうございますが載せておりまして、熊本県では527ヘクタール、大分県では1,631ヘクタール、両県で合わせまして2,158ヘクタールの水田用水の補給、それから畑地かんがいを行うということで、事業概要図の一番左上にございまして、水源としまして大蘇ダムをつくらせ。それから、用水路、パイプラインでございまして、こういったものを建設して、用水供給を行うという事業でございます。

本県につきましては、先ほど申し上げましたけれども、527ヘクタールのうち畑地かんがいがほとんどということでございます。大分県につきましては、水田の受益のほとんどが大分県にあるというような特徴がございます。

また恐縮ですが、前のページに戻っていただきまして、平成6年から大蘇ダムの建設に着手をしております。その後、17年から試験湛水が開始されております。その後、いわゆる浸透問題が判明したというようなこととございます。

2番目の最近の状況ということでございますが、本年の3月11日に、この浸透問題についての国の方針を説明するというところで、郡司農水副大臣が熊本・大分両県にいられて、その対応策を説明したということでございます。

その内容が以下にございます。主には上の3点でございます。

1点目が、平成22年度から、本年度でござ

いますけれども、地域の水需要に応じた用水供給を行うということでございます。

なお、本県については、昨年度から、国の試験的な用水供給を踏まえて、産山村の一部農家で水は使っておられます。

それから、2点目でございます。

本年度から平成24年度、3年間でございませぬけれども、用水供給と並行して大蘇ダムの浸透抑制対策を行うということでございまして、具体的には、括弧でございませぬけれども、全額国費でコンクリートの吹きつけ等を行うということで、本年度予算については2億8,000万ということでございます。

それから、3点目でございますが、大蘇ダム、それからもう一つの水源地でございます高森町にございますが、大谷ダムなどの利水機能、それから地域の水需要を検証していきます。こういう3点について説明があったというようなことでございます。

次に、地元からの要望・意見等につきましては、こちらにございますように、事業費、それから将来の維持管理に係る負担軽減等について意見があったというようなことでございます。

3点目、今後の進め方でございますが、その説明を受けまして、本県としては、この3つの点を国の方に言っております。

1点目が、水利用が開始されておりますので、農家への供給を途切れなく行ってくださいというのが1点目でございます。

2点目が、先ほど申し上げました国の対応策については確実に実行してくださいということでございます。

最後の3点目につきましては、これまでも国に対しては言っておりますが、今後の大蘇ダムの浸透問題、この対策に係るものについては国の責任で対応してくださいと、つまり当県としては負担できないことを言っております。

今後といたしましては、こういった意見を

基本的なスタンスといたしまして国が検証を行いますので、その状況、それから農家の方の水利用の状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○児玉文雄委員 川辺川利水事業ですね。昭和58年からやっておるようだけれども、かなり長い間年月をかけて、裁判では国は負けて、そして源は発電の水を使うとか何度かいろいろ案を検討されておるようですが、あれも川辺川の水には変わらないでしょう。発電を給水しとるのは川辺川の水でしょう、あれ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今、児玉委員よりお話がございましたとおり、川辺川から取水をするということには変わりはありません。

説明資料の模式図をごらんいただければと思います。

現在、チッソの水力発電は既存の施設がございませぬので、それを使ってというようなことでございませぬ。

○児玉文雄委員 私が聞きたいのは、それは今までずっと聞いとるからわかってるんだけれども、これが利水事業が完成したとき、受益者負担10アール当たりか、1ヘクタールか、私はそれはわからぬばってん、どれぐらいの受益者負担が出るんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 事業に対する負担は、基本的には市町村どまりでございませぬけれども、維持管理については、やはり受益者の方から賦課金を徴収してやっていく

というようなことになっております。それに対して、市町村も補助をすると、支援をするということになっております。

それで具体的に申し上げますと、維持管理費につきましては、水田の場合、水源を完全に転換してしまうというところについては10アール当たり4,500円、それから水田でも、足りないときに補給をするという水田もございまして、そこは450円でございます。それから、畑については、10アール当たり2,000円の維持管理費というようなことになっております。

○児玉文雄委員 うちの矢部・清和地域でやった開パ事業、これは受益者負担は1ヘクタール当たりだったと思っておりますが、最終的に決着したのが、水があるところとないところで、たしか水がないところは7,800円かどしこ、あるところは1万幾ら、1万1,000円か2,000円で決着したと思うけれども、これはいろいろ質問しよったらもうずっと長くなるから、それに比べたらこちらの負担金の方が安いですね。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今委員からお話ございました矢部開パ事業の農家負担金について、ちょっと手元に負担は幾らという資料がございませんのであれなのですが、大きな違いは、委員も御承知のとおり、矢部開パは農地造成の事業でございまして、それを各個人に配分するというような形でございます。

それから、今回の利水事業については、かんがい排水事業ということで、基幹的なかんがい施設をつくるというようなこととございまして、近年におきましては、基幹的なそういったダムでありますとか、頭首工、用水路なんかの場合は、事業費負担については大体市町村どまりになるケースが多うございます。ですから、事業の種別によって若干負担

が異なってまいります。

○児玉文雄委員 結局は、結果的には、町村負担でもそれは町民の税金かなんかで負担していくんだけれども、直接受益者負担というのはないわけですよ。何でそんなに反対するんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 私もなかなかそのあたりを教えていただけると非常にありがたいなと思っておるんですが、3点ですね。特に、先ほど申し上げました事業から除外してほしいというふうにおっしゃっている農家の方、一部の農家の方なんかのお話は、大きく言うと3つございます。

1つは、先ほど申し上げました維持管理費の水田、例えば4,500円につきましては、市町村などからの助成があつてそのぐらいの値段だということになりますと、各首長さん方については、もちろん未来永劫約束しろと言ってもなかなかそれは難しいところとございますけれども、もちろんそのときの状況に応じて検討をするというふうにおっしゃつたわけですが、それがなくなれば維持管理費は3倍ぐらいになるじゃないかというような話が1点。

2点目が、これも先ほど申しましたように、水田でも反当たり4,500円のところと補給水田については450円、何でそんなに違いがあるんだというようなところ、特に反対をされておるところにつきましては、現在堰がございまして、水路で水が来ていると。ほかのところについては、標高が高いものですからポンプアップして持っていけないといけません。そうしたら、あちらの方が逆に金がかかるのに安いというのはどういうことなんだというようなのが1つ。

最後は、これも今申し上げましたように、現在自分たち自身で、その地域については既存の堰、用水路があつて、その水利権をお持ち

ちだと。ですから、それを放棄するという
ことではないんですけれども、ほかの地域もあ
わせて上流に合口すると、合わせてとるとい
うことについて、何でそんなことをせんとい
かぬのだというような、この3つが理由だ
というふうに聞いております。

○児玉文雄委員 課長は農水省から来たんじ
ゃなかつね。あなたは、ここの県の生え抜き
……。

○宮崎農村計画・技術管理課長 昨年度か
ら、農水省からお世話になっております。

○児玉文雄委員 農水省は、裁判をやって負
けて、一回はあそこを断念したつでしょう。
何があって農水省はそんなに——これはいろ
いろ言いよるともう收拾がつかぬごつなるけ
れども、大蘇ダムでも、あの水漏れのダムを
つくって、おれは農水省はいろいろ言う権利
はないと思うんだよね。

だから、きょうは時間の制約があるようで
ございますので、わかったようでわからぬよ
うでございますけれども、これで一応終わ
ります。

○佐藤雅司委員長 児玉委員からの要望がご
ざいましたので、後でしっかり説明をしてお
いていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 その他に入りますが、そ
の他はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、私の方から1
つ御提案をさせていただきたいと思
います。

閉会中の視察の件についてであります
が、委員会で行う委員派遣というのは、本来
会議規則第81条により、委員会として、こ
れを議長に申し出るようになっております。
しかし

ながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、
委員会をそのたび開催するのが不可能な場
合もあります。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣
の目的、日時、場所等につきましては、委員
長の方に一任ということで皆さん方にお諮り
をさせていただきたいと思
いますが、よろし
ゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 異議なしということで
ございますから、そのように取り計ら
います。

ほかにございませんでしょうか。

○村上寅美委員 委員長、それは管内、管
外。

○佐藤雅司委員長 管内も管外もございま
すが……。

○村上寅美委員 見に行くとな。

○佐藤雅司委員長 いえ、まだ検討の段階で
ございます。しっかり皆さん方に相談をさせ
ていただきたいと思いますので、よろしくお
願いします。

それでは、最後に、陳情・要望等が1件提
出されておりますので、参考としてお手元
に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、第2回農林
水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

なお、委員の皆様は、連絡事項がございま
すので、しばらくお残りいただ
きたいと思
います。

午後4時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長

